

公告第 639 号

公 告

高額療養費の見直しによる付加金等の自己負担限度額の変更について

高額療養費の自己負担限度額の計算見直しにより、当健康保険組合の付加金等の自己負担限度額の変更について、令和8年7月18日に届出をしたので公告する。

なお、令和8年8月1日からの適用とする。

別紙参照

令和8年8月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧 川 高 章

一部負担還元金・家族療養付加金・訪問看護療養付加金・
家族訪問看護療養付加金・合算高額療養付加金 自己負担限度額

1. 70歳未満自己負担限度額

(一部負担還元金・家族療養付加金・訪問看護療養付加金・家族訪問看護療養付加金)

区 分 (月額別)	自己負担限度額
830千円以上	80,000円 + (総医療費 - 901,000円) × 1%
530千円～790千円	60,000円 + (総医療費 - 597,000円) × 1%
280千円～500千円	30,000円 + (総医療費 - 286,000円) × 1%
260千円以下	25,000円

2. 高齢者自己負担限度額(一部負担還元金・家族療養付加金)

区 分	自己負担限度額	
	外 来	入 院
一定以上所得	30,000円	30,000円 + (総医療費 - 286,000円) × 1%
一 般	30,000円	30,000円

* 一定以上所得者は70～74歳の被保険者で標準報酬月額が28万円以上の人

* 外来・一般の自己負担限度額は22,000円につき、還元金、付加金はなし

3. 高齢者世帯単位及び70歳未満を含む世帯全体負担限度額（合算高額療養付加金）

区 分	高齢者世帯単位負担限度額
一定以上所得者	$30,000\text{円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 286,000\text{円}) \times 1\%$
一 般	$30,000\text{円} \times \text{件数}$
区 分	世 帯 全 体 負 担 限 度 額
830千円以上	$80,000\text{円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 901,000\text{円}) \times 1\%$
530千円～790千円	$60,000\text{円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 597,000\text{円}) \times 1\%$
280千円～500千円	$30,000\text{円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 286,000\text{円}) \times 1\%$
260千円以下	$25,000\text{円} \times \text{件数}$

* 枚数は診療報酬明細書・調剤報酬明細書の件数

新 旧 対 照 表

新	旧
別表1 1.70 歳未満自己負担限度額 (一部負担還元金・家族療養付加金・訪問看護療養付加金・家族訪問看護療養付加金) 標準報酬月額 830 千円以上 自己負担限度額 80,000 円 + (総医療費 - <u>901,000</u> 円) × 1% 標準報酬月額 530 千円～790 千円 自己負担限度額 60,000 円 + (総医療費 - <u>597,000</u> 円) × 1% 標準報酬月額 280 千円～500 千円 自己負担限度額 30,000 円 + (総医療費 - <u>286,000</u> 円) × 1% 標準報酬月額 260 千円以下 自己負担限度額 25,000 円 2.高齢者自己負担限度額 (一部負担還元金・家族療養付加金) 一定以上所得 外 来 30,000 円 入 院 30,000 円 + (総医療費 - <u>286,000</u> 円) × 1% 一 般 外 来 30,000 円 入 院 30,000 円 ※一定以上所得者は、70～74 歳の被保険者で標準報酬月額が 28 万円以上の人 ※外来・一般の自己負担限度額は、<u>22,000</u> 円につき還元金・付加金はなし	別表1 1.70歳未満自己負担限度額 (一部負担還元金・家族療養付加金・訪問看護療養付加金・家族訪問看護療養付加金) 標準報酬月額 830 千円以上 自己負担限度額 80,000 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 標準報酬月額 530 千円～790 千円 自己負担限度額 60,000 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 標準報酬月額 280 千円～500 千円 自己負担限度額 30,000 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 標準報酬月額 260 千円以下 自己負担限度額 25,000 円 2.高齢者自己負担限度額 (一部負担還元金・家族療養付加金) 一定以上所得 外 来 30,000 円 入 院 30,000 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 一 般 外 来 30,000 円 入 院 30,000 円 ※一定以上所得者は、70～74 歳の被保険者で標準報酬月額が 28 万円以上の人 ※外来・一般の自己負担限度額は、18,000 円につき還元金・付加金はなし

新	旧
3.高齢者世帯単位及び 70 歳未満を含む世帯全体負担限度額（合算高額療養付加金） 一定以上所得者 高齢者世帯単位負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - \underline{286,000} \text{ 円}) \times 1\%$ 一般 高齢者世帯単位負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数}$ 標準報酬月額 830 千円以上 世帯全体負担限度額 $80,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - \underline{901,000} \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 530 千円～790 千円 世帯全体負担限度額 $60,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - \underline{597,000} \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 280 千円～500 千円 世帯全体負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - \underline{286,000} \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 260 千円以下 世帯全体負担限度額 $25,000 \text{ 円} \times \text{件数}$ 附則 この規約別表 1 は、令和 8 年 8 月より適用となる	3.高齢者世帯単位及び 70 歳未満を含む世帯全体負担限度額（合算高額療養付加金） 一定以上所得者 高齢者世帯単位負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 一般 高齢者世帯単位負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数}$ 標準報酬月額 830 千円以上 世帯全体負担限度額 $80,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 530 千円～790 千円 世帯全体負担限度額 $60,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 280 千円～500 千円 世帯全体負担限度額 $30,000 \text{ 円} \times \text{件数} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 標準報酬月額 260 千円以下 世帯全体負担限度額 $25,000 \text{ 円} \times \text{件数}$